

## 入札説明書

令和8年4月10日

東海村

本件は、一般競争入札によって落札者を決定する。入札参加希望者は、本入札説明書をよく読み、内容を把握した上で参加すること。

### 1. 入札に付する事項

#### 【物件番号1】

- (1) 所在地 那珂郡東海村舟石川駅東三丁目4番9
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 192.06平方メートル

### 2. 参加資格

入札公告 2 参加資格 に示すとおりである。

### 3. 入札参加申込等

入札に参加を希望する者は、入札参加申込に係る書類を3(1)イの場所に提出しなければならない。

#### (1) 申込受付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和8年4月23日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から午後4時までとする。)

イ 場所 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村役場 総務部財政経営課 行政棟3階

電話 029-282-1711(内線 1335)

#### (2) 申請書類(提出各1部)

No	提出書類
①	東海村普通財産一般競争入札参加申込書
②	誓約書
③	住民票(法人にあつては、法人登記簿謄本)
④	納税証明書 ・ 国税納税証明書 ※ 税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書「その

	3」 ・茨城県税の納税証明書（様式40号の4（イ）） ※課税対象者のみ ・東海村税の納税証明書（未納のないことの証明書） ※課税対象者のみ
⑤	身分証明書（個人の場合に限る。）
⑥	代理人が入札に参加する場合は、委任状

※③，④，⑤については，発行3か月以内の原本とする。

(3) 申請方法

入札参加申込書等は，原則として持参するものとし，郵送による受付は行わない。

4. 現地説明会

実施しない

5. 物件等に対する質問及び回答

入札公告 6 物件等に対する質問及び回答 に示すとおりである。

6. 入札の執行日及び場所

(1) 日 時 令和8年5月28日（木） 午前10時00分

(2) 場 所 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号  
東海村役場 行政棟2階 205会議室

7. 入札方法等

(1) 入札書の提出方法

入札に使用する入札書，入札書に添えて提出する書類については，東海村普通財産売払事務取扱要綱第11条に示すとおりとする。また，郵送，電報又はファクシミリによる入札は認めない。

(2) 入札の回数

入札の回数は1回とする。

(3) その他

ア 提出した入札書は，理由の如何を問わず，書き換え，引き換え又は撤回することはできない。

イ 入札を公平に執行できないなど，特別な事情があると認められるときは，入札の執行を延期し，又は取り止めることがある。

## 8. 入札保証金

### (1) 入札保証金額

入札公告 8 入札保証金 に示すとおりである。

### (2) 納付期限

令和8年5月27日(水)

### (3) 納付方法

村が発行する納入通知書により納付すること。納入通知書は、納入通知書発行期限までに、財政経営課(役場3階)窓口にて希望する入札保証金額を提示することで発行される。

納入通知書発行期限：令和8年5月26日(火)午後5時15分

### (4) 納付金融機関

常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、常陸農業協同組合

### (5) 入札保証金の還付等

落札者以外の入札保証金は、落札者が決定した後に還付するものとする。落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充てることができる。

## 9. 入札の無効

入札公告 10 入札の無効 に示すとおりである。

### 10. 落札者の決定方法

(1) 予定価格以上で最も高い価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札が無効となったときは、次順位の最高の価格を提示した者を落札者とする。

### 11. 契約及び契約保証金

(1) 落札者は、令和8年6月3日(水)までに東海村普通財産売払事務取扱要綱第23条に基づく売買契約を締結すること。

(2) 契約保証金については、入札公告 12 契約に関する事項 (1) 契約保証金および 東海村普通財産売払事務取扱要綱第24条のとおりとする。

(3) 入札公告 11 契約の無効 に該当する場合は、その落札は無効とする。

(4) 入札公告 12 契約に関する事項 を遵守しなければならない。

#### 1 2. 売払代金の納付及び売払物件の所有権移転等

(1) 売払代金の納付期限については、公告 1 2 契約に関する事項 (5) 契約書の作成及び売払代金の支払方法 のとおりとする。

(2) 所有権移転等の手続きについては、東海村普通財産売払事務取扱要綱第 2 6 条のとおりとする。

#### 1 3. その他

本書に定めのない事項は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号)、地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号)、東海村財務規則 (平成 2 年東海村規則第 4 号)、東海村普通財産売払事務取扱要綱 (平成 2 9 年訓令第 1 号) の定めるところによる。

#### 1 4. 問合せ

東海村総務部財政経営課

電 話 029-282-1711(代) 内線(1335)